

「2013 年度関東学院大学自己点検・評価報告書」に対する
評価報告書

関 東 学 院
大 学 評 価 委 員 会

2015 年 3 月

2014 年度関東学院大学評価委員会

委員長 望月 正光（本学経済学部教授）

上川 孝夫（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

谷田部靖治（本学燦葉会）

下岸 康広（本学後援会）

矢嶋 道文（本学文学部教授）

石渡 博基（本学学長室庶務課長）

目 次

はじめに	1
評定一覧表	3
基準1 理念・目的	4
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員・教員組織	10
基準4 教育内容・方法・成果	
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	16
(2) 教育課程・教育内容	21
(3) 教育方法	25
(4) 成果	30
基準5 学生の受け入れ	34
基準6 学生支援	40
基準7 教育研究等環境	41
基準8 社会連携・社会貢献	42
基準9 管理運営・財務	43
基準10 内部質保証	44

はじめに

2012 年度に関東学院大学評価委員会規程が改正され、2013 年度から大学評価委員会は外部有識者を構成員の半数以上として設置された。改正後の本委員会の任務は、①自己点検・評価に係る点検・評価項目の評価、②自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価、③大学の中長期計画及び年次計画（事業計画）の客観性及び妥当性に関する評価、④その他、学長が必要とする重要事項に関する評価の 4 項目である。

今回は、②自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価として、『2013 年度 関東学院大学 自己点検・評価報告書』の評価を行った。大学評価委員会として評価結果を集約したのが本評価報告書である。

報告書の評価は、前回の大学自己点検・評価と異なり、評価の対象となる『2013 年度 関東学院大学 自己点検・評価報告書』の全面改訂に伴い、大きく異なるものとなった。なぜなら、『2013 年度 関東学院大学 自己点検・評価報告書』が評価シート方式に改められ、自己点検・評価が客観性及び妥当性について可視化しやすいものとなったからである。その結果、大学全体を包括する「自己点検・評価報告書 2013 評価一覧表」が作成され、各学部・研究科についてもその評価結果が一覧することが可能となった。したがって、大学評価委員会では、評価結果に客観性及び妥当性を備えさせるため、評定基準を原則として評価することとした。その結果は、本文に記載されているようにそのほとんどが「B」評価であり、「方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。」とされている。

しかし、今回の大学評価委員会の客観性及び妥当性に関する評価の真意は、『2013 年度 自己点検・評価報告書』を評価シート方式で作成するに至った大学の自己点検・評価への取組である。大学自己点検・評価室を中心とする改革・改善への取組は高く評価されるべきもので、これまで文章として抽象的で曖昧に表現されてきた点検・評価を、より客観的に項目毎に評価可能とした。また、各学部で独自の視点で個別に行われてきた評価を、共通の基準で評価可能とし、評価の客観性及び妥当性を高めることとなった。この試みを全学的に継続することこそ、本学の自己点検・評価の質を向上させ、一段と高いレベルでの自己点検・評価の実施体制の確立に資するものとして期待するものである。

評定一覧表

基準名		評定													
		大学 全体	学部								研究科				
			文	経済	法	工	理工	建築・環境	人間環境	看護	文	経済	法	工	法務
1	理念・目的	B	B	B	B	B	A	A	B	B	B	B	B	B	B
2	教育研究組織	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	教員・教員組織	B	B	B	B	B	A	A	B	A	B	B	B	B	B
4－ (1)	教育内容・方法・成果 (教育目標・学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針)	B	B	B	A	B	A	B	B	B	B	B	B	B	B
4－ (2)	教育内容・方法・成果 (教育課程・教育内容)	B	B	A	A	B	B	A	B	A	B	B	B	B	A
4－ (3)	教育内容・方法・成果 (教育方法)	B	B	A	B	B	A	B	B	A	A	A	A	A	A
4－ (4)	教育内容・方法・成果 (成果)	B	B	B	B	B	B	A	B	B	A	B	B	B	B
5	学生の受け入れ	B	B	B	A	B	A	A	A	A	B	B	B	B	C
6	学生支援	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	教育研究等環境	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	社会連携・社会貢献	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	管理運営・財務	B	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	内部質保証	B	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

[評定基準]

S－ 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。

A－ 概ね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標もほぼ達成されている。

B－ 方針に基づいた活動や目的・教育目標の達成がやや不十分である。

C－ 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

[基準 1] 理念・目的

<評価>

大学全体	[S A <u>B</u> C]
文学部	[S A <u>B</u> C]
経済学部	[S A <u>B</u> C]
法学部	[S A <u>B</u> C]
工学部	[S A <u>B</u> C]
理工学部	[S <u>A</u> B C]
建築・環境学部	[S <u>A</u> B C]
人間環境学部	[S A <u>B</u> C]
看護学部	[S A <u>B</u> C]
文学研究科	[S A <u>B</u> C]
経済学研究科	[S A <u>B</u> C]
法学研究科	[S A <u>B</u> C]
工学研究科	[S A <u>B</u> C]
法務研究科	[S A <u>B</u> C]

<評価結果>

大学全体

関東学院大学は、1949（昭和 24）年の創立以来、「キリスト教に基づく人格の陶冶」を旨とし、キリスト教の精神に基づく教育を建学の精神としている。「人になれ 奉仕せよ」(Be a man and serve the world)を校訓とし、キリスト教の精神に基づく教えを通じて、個性・人格を育み、他者に対する奉仕へと誘う教育を使命としている。大学の全学部でキリスト教関連科目を開講し、校訓の具現化に向けて長年にわたり鋭意努力している。

大学及び学部・研究科において、それぞれに独自の教育理念・目的が掲げられている。これらの理念や目的は「学則」第 1 条「教育研究上の目的」や 2011（平成 23）年度策定の「教育理念及び教育方針と目標」にまとめられ、ホームページ並びに『履修要綱』等の刊行物を通じて内外に周知・公表されている。これらの教育理念・目的は、キリスト教の精神に基づく人格の陶冶を基本とし、社会的に有為な人材の育成を目指すものである。

本学の理念・目的は、このように「建学の精神」、「校訓」、「教育研究上の目的」、「教育理念及び教育方針と目標」の形で示されているが、それらの相互の関連が明確ではなく、内容も抽象的表現にとどまっているとの指摘を受けてきた（大学基準協会による）。この点、今回の自己点検・評価シートの「基準項目」「1. 理念・目的」には「理念・目的等の関連概念図」が描かれ、大学及び学部・研究科における理念・目的等の相互関係が示されている。これは一つの貴重な試みであり、今後さらに内容面も含めて検討を積み重ね、本学の理念・目的を様々な媒体で分かりやすく公表することが期待される。

理念・目的の適切性について検証を行う体制として、全学レベルでの自己点検・評価体制が改善されたことも高く評価される。そしてその結果として、今回から自己点検・評価作業がシート方式に切り替えられるとともに、自己点検・評価作業が効率的・重点的に行われるようになったわけであり、大きな前進と

いえる。

だがその反面、問題点がないわけではない。『自己点検・評価シート』の記載内容を見ると、例えば、「1. ②現状の確認」については、各項目への記載がまったくないか、適切に記載されていない事例が多々見受けられる。また、「基準項目」の評定では、各学部・研究科の記載内容が概ね同じであるのに、「C」から「S」まで著しく分散しているものがある。これでは方針に基づく活動がどのように展開され、その達成度がどのようなものであるかを確認することはできない。活動実績や客観的データ等に基づいて自己点検作業を実施し、その上で適切に自己評定を行うことが望まれる。

文学部

キリスト教主義に基づき、優れた人品を養い、「共生」をキーワードに、自国及び国境を越えた社会に貢献し、時代の要請に応える人材の育成を目指すことが明示されている。

しかし、『自己点検・評価シート』で指摘されているように、設置の趣旨、ホームページ、ガイドブック、『履修要綱』等における整合性を確認する必要がある。また、明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化については記載がない。

経済学部

経済学部の理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料3）。また、「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも記載している（資料4 p.9）。

しかし、教育研究上の目的と教育理念はほぼ同じ内容で、かつ抽象的である。明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化についての記載がない。学生・教職員に周知しており、入学時のオリエンテーションや父母懇談会で説明を行っているが、それらの有効性の検証に関する記載はない。

法学部

法学部の理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料3）。また、法学部自己点検・評価委員会の規程に基づき、理念・目的の適切性を定期的に検証している（資料5）

しかし、明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化についての記載がない。また、学生・教職員に周知しているが、有効性の検証に関する記載はない。

工学部

工学部の理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料3）。また、「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも記載している（資料4 pp.6－9）。さらに、必修科目の「キリスト教学Ⅰ（聖書）」及び「キリスト教学Ⅱ（技術者の倫理）」、「理工学概論」において、学生へ校訓「人になれ 奉仕せよ」や工学の役目等を教授し、教育理念の浸透をはかっている。

しかし、明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化についての記載がない。学生・教職員に周知しており、学生には必修科目において浸透を図っているが、有効性の検証に関する記載がない。

理工学部

理工学部の理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料 3）。また、「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも記載している（資料 4 pp.6－9）。さらに、必修科目の「キリスト教学Ⅰ（聖書）」及び「キリスト教学Ⅱ（技術者の倫理）」、「理工学概論」において、学生へ校訓「人になれ 奉仕せよ」や工学の役目等を教授し、教育理念の浸透をはかっている。

しかし、教育研究上の目的と教育理念はほぼ同じ内容である。明示媒体間の整合性、実績や資源から見た適切さ、理念・目的の個性化についても記載がない。学生・教職員に周知しており、学生には必修科目において、新任教員には新任者研修会においてそれぞれ説明しているが、有効性の検証に関する記載がない。

建築・環境学部

建築・環境学部の理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料 3）。また、「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも記載している（資料 4 pp.6－9）。さらに、必修科目の「キリスト教学Ⅰ（聖書）」及び「キリスト教学Ⅱ（技術者の倫理）」、「理工学概論」において、学生へ校訓「人になれ 奉仕せよ」や工学の役目等を教授し、教育理念の浸透をはかっている。

しかし、明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化について記載がない。学生・教職員に周知しており、学生には必修科目において、新任教員には新任者研修会においてそれぞれ説明を行っているが、有効性の検証に関する記載がない。開設 1 年目の学部であり、今後の取組みの強化が望まれる。

人間環境学部

人間環境学部の理念・目的は明示されている。また、社会への公表も行っている。目的・理念に関する検証は、人間環境学部自己点検・評価委員会の規程に基づき定期的に行っている。

しかし、明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化についても記載がない。学生・教職員に周知しており、新入生には入学時のオリエンテーション等において説明しているが、有効性の検証に関する記載がない。

看護学部

看護学部看護学科は、21 世紀の保健医療福祉領域における看護専門職としての社会的使命を自覚して人びとの健康と **well-being** に貢献する人材の育成を目的とする。そのために、「人になれ 奉仕せよ」の校訓のもと豊かな人間性を培い、学生一人ひとりに向き合う対話型の教育、少人数教育、経験学習重視の教育によって学生の個性と知性を磨き、看護専門職として主体的に自立して専門性を発揮するための看護実践知、さらに多種間で協働し地域社会と連携するための実践知を養い育てることを目標とする。

しかし、『自己点検・評価シート』で指摘されているように、設置の趣旨、ホームページ、ガイドブック、『履修要綱』等における整合性を確認する必要がある。また、実績や資源からみた理念・目的の適切性について明確にする必要がある。開設 1 年目の学部であり、今後の取組みの強化が望まれる。

文学研究科

本学のキリスト教に基づく建学の精神と「人になれ 奉仕せよ」という校訓の下に、各々の専門分野における学術理論を修得し、その応用を可能とする高度な能力を備えるとともに、豊かな人格をもち、それによって学術と文化の発展に対して貢献し得る人間の育成を教育理念としている。

しかし、文学研究科の理念・目的は明示されているが、とくに教育理念は文学研究科の特徴や個性を踏まえたものになっていないように思われる。明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化について記載がない。学生・教職員に周知しており、入学生にはオリエンテーション時に説明しているが、有効性の検証に関する記載がない。

経済学研究科

理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料3）。また、「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも記載している（資料4 p.10）。

しかし、『自己点検・評価シート』で指摘されているように、設置の趣旨、ホームページ、ガイドブック、『履修要綱』等における整合性を確認する必要がある。また、実績や資源からみた理念・目的の適切性について明確にする必要がある。

法学研究科

法学研究科の理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料3）。また、「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも記載している（資料4 p.10）。

しかし、『自己点検・評価シート』で指摘されているように、設置の趣旨、ホームページ、ガイドブック、『履修要綱』等における整合性を確認する必要がある。また、実績や資源からみた理念・目的の適切性について明確にする必要がある。

工学研究科

工学研究科の理念・目的は明示されて、社会への公表も行っている。目的・理念に関する検証は、工学研究科自己点検・評価委員会の規程に基づき定期的に行っている。

しかし、とくに教育目標は抽象的内容であり、工学研究科の特徴や個性を踏まえたものになっていないように思われる。明示媒体間の整合性、実績や資源から見た理念・目的の適切さ、理念・目的の個性化についても記載がない。学生・教職員に周知しており、学生には入学前に周知しているが、有効性の検証に関する記載がない。

法務研究科

法務研究科の理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知をはかっている（資料3）。また、「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱』にも記載している（資料4 p.1）。同時に、入試説明会やオリエンテーションなどの機会には、学生及び進学希望者に対し直接説明している。

しかし、『自己点検・評価シート』で指摘されているように、設置の趣旨、ホームページ、ガイドブック、『履修要綱』等における整合性を確認する必要がある。また、実績や資源からみた理念・目的の適切性について明確にする必要がある。

<改善課題>

自己点検・評価シートの「1. ②現状の確認」欄において、各項目への記載がないか、適切に記載されていない事例が散見される。また、「基準1」に関する各学部・研究科の評定については、各学部・研究科の記載内容が概ね同じであるのに、「C」から「S」まで著しく分散している。自己点検は十分慎重に行い、その上で適切な自己評定がなされることを望みたい。

[基準 2] 教育研究組織

<評定>

[S A B C]

<評価結果>

「総合研究推進機構」は、関東学院大学「学則第 1 条」にある理念・目的を達成するために、学部・大学院・総合研究推進機構・図書館、その他諸機関を設置し、学長が機構長を務める。その意義と役割は、本学附置の研究所を統括し、国内外の大学・研究機関との研究交流や、産官学連携も視野に含む、総合的、学際的な共同研究及びプロジェクト研究の育成と推進をはかることにある。また、本機構の活動により生じた研究成果を教育活動に生かし、かつ地域社会にも広く還元して、本学の社会貢献を果たすことにある。

社会の多様化やグローバル化等環境の変化に対応し、教育の質保証を実現していくため、大学改革の一環として下記の通りの学部改組等を整備している。(1) 2014 年度における看護学部の新設、工学部の理工学部と建築・環境学部への改組、工学研究科工業化学専攻（博士前期課程）の物質生命科学専攻への名称変更。(2) 2015 年度における文学部の国際文化学部と社会学部への改組、人間環境学部健康栄養学科の栄養学部への改組、同人間発達学科の教育学部への改組。〔法科大学院については、2015 年度の学生募集停止により在学生の修了を待って廃止〕。(3) 2016 年度における人間環境学部現代コミュニケーション学科と人間環境デザイン学科の改組。(4) 2017 年度における法学部の金沢八景キャンパスへの移転。このように、時代の要求変化にたいする大学の機構改革は急テンポであるが、それらが大学の理念・目的に適ったものになっているか、また、学術の進展や社会の要請に適合しているかについて、定期的・恒常的な検証を行う必要がある。

<改善されたと言える事項>

- (1) 高等教育研究・開発センターの設置により、教学機構会議を中心とした全学的な教育体制を検証するための体制を整えた。

<改善課題>

- (1) 学部横断的な調査・分析・提案能力を大学として高める必要がある。
- (2) 総合研究推進機構が統括する大学附置の研究所の今後のあり方や展望について、総合的な政策が検討されていない。
- (3) 産官学連携支援に関し、総合研究推進機構と社会連携センター（機関）における業務の棲み分けを明白にする必要がある。

[基準 3] 教員・教員組織

<評定>

大学全体	[S A <u>B</u> C]
文学部	[S A <u>B</u> C]
経済学部	[S A <u>B</u> C]
法学部	[S A <u>B</u> C]
工学部	[S A <u>B</u> C]
理工学部	[S <u>A</u> B C]
建築・環境学部	[S <u>A</u> B C]
人間環境学部	[S A <u>B</u> C]
看護学部	[S <u>A</u> B C]
文学研究科	[S A <u>B</u> C]
経済学研究科	[S A <u>B</u> C]
法学研究科	[S A <u>B</u> C]
工学研究科	[S A <u>B</u> C]
法務研究科	[S A <u>B</u> C]

<評価結果>

大学全体

大学として求める教員像について、専門分野に関する能力は「関東学院大学教員選考基準」および「同細則」、「非常勤講師選考基準」(内容再確認)等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。教員組織の編制方針については、当該学部・研究科における理念・目的を実現するための編制方針が明白でなく、教職員による共有度も充分とは言えない。編成方針と編成実態との整合性およびその適切性の検証について全学的検討の必要性がある。教員の募集・採用・昇格に関しては、選考基準およびその手続きにおいて明文化され適切性・透明性が全学的に保たれている。FD 活動については、高等教育研究・開発センターの設置により活発に行われ、全学教員研修会では「FD・SD フォーラム」を導入している。成果の検証については毎回のアンケートが有効である。「学生による授業改善アンケート」は次年度への授業改善に役立っている。ただし、授業の最終目標に到達しない(完結していない)時期でのアンケート実施については、「到達目標」の達成度を含めた評価を受ける意味において今後検討の余地がある。なお、義務化された公開授業については停滞している。教育研究能力の向上を図るためのサバティカル研究制度については、多様な角度から有意義であるが、研究計画にもとづく研究成果の義務化を急ぐべきである。

<改善されたとと言える事項>

自己点検・評価における「教育実践上・研究業績が白紙である教員のいる現況の是正」に関し、「教育力評価」(教育実践)については担当講義の「到達目標」等を記載することにより「皆無」は解消され、「研究業績」の白紙については、2013年度の全学7名から2014年度には3名と改善された。2014年度からは、各教員が年間の到達目標を提示し、翌年に達成度を報告する新たな自己点検・評価制度が導入された。

<改善すべき事項>

(1) 教員に求める能力・資質等を明確化している根拠に各学部の「教員選考規程」があげられているが、「関東学院大学文学部教員選考規程」および「関東学院大学教員選考基準に関する文学部細則」(文学部)、「関東学院大学経済学部教員選考基準」(経済学部)、「関東学院大学法学部教員選考規程」(法学部)、「関東学院大学工学部教員推薦基準」(工学部)、「関東学院大学理工学部教員推薦基準」(理工学部)、「関東学院大学建築・環境学部教員推薦基準」(建築・環境学部)、「人間環境学部専任教員採用に関する内規」、「関東学院大学看護学部教員選考基準」(看護学部)とあり、統一が求められる。

(2) 自己点検・評価における「教育方法・教育実践に関する発表、講演等」については白紙回答が多く有効ではないため「教育方法・教育実践に関する工夫、発表、講演等」と加筆してはどうか。

文学部

大学に求める教員像としての専門分野に関する能力は「関東学院大学文学部教員選考規程」および「関東学院大学教員選考基準に関する文学部細則」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。採用人事については、2年前より英語英米文学科が採用候補者の模擬授業実施を審査に加えており、「授業力の向上」という全学の方針にも適っている。大学設置基準に定める必要教員数についてはこれを満たしている。教員1人あたりの学生数を定めている。女性教員の比率については47名中11名(23%)である(2014年5月1日現在)。教員の募集・採用・昇格に関しては、選考基準およびその手続きにおいて明文化され適切性・透明性が保たれている。教員の資質向上については、学部夏期研修教授会のほか、英語英米文学科主催のネイティブ語学教育担当者対象の非常勤講師懇談会が定期的で開催されている。教員の年齢構成は、30～39歳が6名、40～49歳が14名、50～59歳が11名、60～69歳が20名と、60歳～69歳の割合の高さが依然として残されている(2014年5月1日現在)。

経済学部

「求める教員像」として、関東学院大学教員選考基準に定めている教員としての能力・資質のほか、キリスト教に対して理解のあることを求めていることは、建学の精神を大学全体で育む上で、他学部の参考例となる。大学設置基準に定める必要教員数についてはこれを満たしている。ただし、教員1人あたりの学生数は53.3人(文学部38.5人、法学部33.3人)と文系他学部に比して多い。教員の年齢構成は、ほぼバランスがとれている(2014年5月1日現在)。女性教員の比率については57名中8名(14%)と少ない(2014年5月1日現在)。教員の募集・採用・昇格に関しては、選考基準およびその手続きにおいて明文化され適切性・透明性が保たれ、採用人事については、候補者によるプレゼンテーションを実施し、教員に求める能力・資質等を確認している。教員の資質向上については学部独自の授業評価アンケート報告書を作成し、各教員に配布して授業改善を促している。またFD研究会を非常勤講師にも参加を呼びかけ、最低年2回実施しカリキュラム改革等に反映させている。

法学部

「求める教員像」については明示されており、「大学基準協会による認証評価」にも評価され、他学部への参考例となる。非常勤講師の採用については、教育能力を判断する要素も考慮できる工夫を行う必要がある。大学設置基準に定める必要教員数についてはこれを満たしている。女性教員の比率については34名中8名(24%)である(2014年5月1日現在)。教員1人あたりの学生数は33.3人と適切な範囲にあ

る（2014年5月1日現在）。また、年齢構成は、30～39歳が4名、40～49歳が9名、50～59歳が15名、60～69歳が8名と、50歳代が多くなっている（2014年5月1日現在）。教員の募集・採用・昇格に関しては、選考基準およびその手続きにおいて明文化され適切性・透明性が保たれている。教育研究活動の業績評価については『法学部教員研究活動報告』を独自に毎年発行し、活性化に努めている。授業改善アンケートにおける評価点が相対的に低い項目については改善を図る工夫がなされ、漸次効果が現われはじめている。「教員組織の適切性の検証」については、教授会を中心として教育課程に基づく教員組織の適切性を検証できる体制にある。

工学部

専門分野に関する能力は「関東学院大学教員選考基準」および「同細則」、「非常勤講師選考基準」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。教員1人あたりの学生数は34.4名であるが、理工学部への改組に伴い専任教員は3名、助手34名でこれを補っている（2014年5月1日現在）。

理工学部

大学に求める教員像としての専門分野に関する能力は「関東学院大学理工学部教員推薦基準」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。大学設置基準に定める必要教員数についてはこれを満たしている。新設学部のため教員1人あたりの学生数は16.3名である（2014年5月1日現在）。教員構成では、7学系（生命、数物、化学、機械、電気、情報、土木）及び共通科目を設置し、それぞれ教育課程を教授するために必要な分野と教員数を確保することを方針として定め、整備されている。女性教員の比率については、2008年度5名（所属教員81名中）、2011年度7名（同80名中）、改組後の2014年5月1日時点で6名（60名中）と改善が見られていない。改組以前（工学部）における自己点検・評価により、専任教員61歳以上の割合を3割程度までに抑える方針を定めた成果により、2012年5月現在の28.7%から2014年5月1日現在の20.7%に改善されたことは評価できる。同じく改組以前の自己点検・評価には、教授の平均担当授業時間数が多く、2013年度以降の改組後も新旧カリキュラムの併存により解消しないとあるが、教育・研究の質の維持という観点から急務の検討課題である。教員の募集・採用・昇格に関しては、選考基準およびその手続きにおいて明文化され適切性・透明性が保たれている。

建築・環境学部

大学に求める教員像としての専門分野に関する能力は「関東学院大学建築・環境学部教員推薦基準」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。大学設置基準に定める必要教員数についてはこれを満たしている。新設学部のため専任教員1人当たりの学生数は16.3人である（2014年5月1日現在）。教員構成では、建築・環境学科及び共通科目を設置し、それぞれ教育課程を教授するために必要な分野と教員数を確保することを方針として整備している。女性教員の比率については、改組後の2014年5月1日時点で3名（18名中）である。改組以前（工学部）における自己点検・評価により、専任教員61歳以上の割合を3割程度までに抑える方針を定めた成果により、2012年5月現在の28.7%から2014年5月1日現在の20.7%に改善されたことは評価できる。同じく、改組以前の自己点検・評価には、教授の平均担当授業時間数が多く、2013年度以降の改組後も新旧カリキュラムの併存により解消しないとあるが、教育・研究の質の維持という観点から急務の検討課題である。

各学期末に行われるバーティカルレビュー（1～4年次および大学院の建築設計製図演習科目における優秀作品発表会）では、担当教員が集まり、活発な意見交換の中で、相互評価と共に、自身が担当する科目の前後の学年における授業内容を確認し、今後の授業改善に役立てている。

人間環境学部

「求める教員像」には「研究能力に秀でるだけでなく広く教養科目も担当できる優れた教育力を有すること、学生に親身になって対応できること、学内での管理業務を担当できることもまた、求められる能力・資質である」（p.31）とあり、「大学基準協会による認証評価」にも評価され、他学部の参考例となる。大学設置基準に定める必要教員数についてはこれを満たしており、2014年5月1日現在における教員1人あたりの学生数は39.3人である（文学部とほぼ同数）。同じく、女性教員の比率については学科の特性上21名（53名中）と適切である。また、「教員の募集・採用・昇格の基準・手続き」については、当学部では「昇格」に際し「教育業績・研究業績・社会的活動」を点数化（ポイント制）により明示し、「教育・研究業績・社会的活動」のバランスを考慮した上で客観性を保っていることが一つの参考事例となる（「人間環境学部における教員昇格審査基準の論文数換算要領」、理工学部と類似）

なお、専任教員の内61歳以上の占める割合については、2012年度の43.4%から2013年度には34.5%、2014年度には32.1%に漸次減少している（11.3ポイントの減少）。

看護学部

大学に求める教員像としての専門分野に関する能力は「関東学院大学看護学部教員選考基準」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。大学設置基準に定める必要教員数についてはこれを満たしている。新設学部のため教員1人あたりの学生数は5.7人である（2014年5月1日現在）。教員構成では、教授8名、准教授6名、講師1名及び助教6名の計21名で編成している。（このうち、19名が2013年度（開設時）に就任し、残りの2名は、開設2年目の就任である。その他、・授業・演習・実習の補助を行なう助手10名を置いている。

また、看護の専門分野の7領域（生活支援看護学、療養支援看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学）には、それぞれ実績のある教員を配置している。年齢構成は概ねバランスが取れている。「教員の募集・採用・昇格の基準・手続き」については「看護学部人事委員会規程」、「教員選考規程」、「教員選考基準」が設けられている。教員の質の向上を図るため、2013年度より専任教員の自己点検・評価を開始し、看護学部FD委員会も設置した。FD活動の効果としては、学外講師による講演「我が国の看護系大学の現状と課題」を通して、参加者自らが本学で行うべき看護教育の方向性を理解できたという成果をえている（2013年度看護学部「自己点検・評価報告書」）。

文学研究科

「教員に求める能力・資質等の明確化」については「関東学院大学大学院文学研究科教員選考に関する内規」・「関東学院大学大学院文学研究科教員選考に関する内規」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。教員組織の編制方針（及び編制実態）及び教員組織の適切性を恒常的に検証する仕組みについての全学的検討の必要性については全研究科の共通課題である。左記事項を除いては、概ね研究科としての設置基準を満たしている。FD活動としては、2013年度の本研究科20周年記念行事に特別講師および3専攻の創設に関わった元教員の報告を交え「大学院教育のこれまでと展望」につ

いて考え、2014 年度には「3 専攻の現状と今後の課題」を論議した。

経済学研究科

「教員に求める能力・資質等の明確化」については研究科独自の「大学院担当基準」等によって保障されている。教員組織の編制方針（及び編制実態）及び教員組織の適切性を恒常的に検証する仕組みについての全学的検討の必要性については全研究科の共通課題である。左記事項を除いては、概ね研究科としての設置基準を満たしている。教員組織の適切性の検証については「研究科運営委員会ならびに専攻会議での議論を踏まえ、研究科委員会の議を経て決定している」とあり、教育課程に基づく教員組織の適切性を検証できる体制にある。研究科運営委員会を設けている点に特徴がある。

法学研究科

「教員に求める能力・資質等の明確化」については、大学の方針に基づき「関東学院大学大学院法学研究科教員選考基準（申し合わせ）」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。

「上記した全研究科への共通課題を除き、概ね研究科としての基準を満たしている。『自己点検・評価報告書』には「2010 年度より実施している大学院 FD 委員会と院生による懇談会において、研究指導に関する要望、研究支援に関する要望、施設に関する要望等について意見を聴取して、研究指導の改善に努めている」（p.55）とあり、他研究科の参考例となる。また、「カリキュラムに関する専修分野の編成等については、研究科委員長と専攻主任が属する法学研究科 F D 委員会において審議・検討し、研究科委員会において承認を得ることとしている」（p.49）とある。両委員会での研究科委員長と専攻主任の併任に検討余地はあるが、FD 委員会の機能活用例として評価できる。

工学研究科

「教員に求める能力・資質等の明確化」については「関東学院大学大学院工学研究科教員選考基準」等によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。各専攻の目指すカリキュラム体系を実施するための大学院教員として求める能力・資質等については、各専攻内部で業績評価、専攻運営への貢献、内外委員による寄与、その他を加味してのポイントを明示し、概ね公平性が保たれている（p.57、教員評価のポイント制については人間環境学部と類似）。一方、『自己点検・評価報告書』の「2. 点検・評価」（改善すべき事項）には、（1）業績が上がるべき時期にある准教授以下の職位者の昇格に際してなかなか評価ポイントが上がらず大学院担当として昇格できない事例が散見されるとあり、これを複数教員による指導体制の確立で補うことが今後の可能性として挙げられている。その際、「評価ポイントが上がらない」要因の究明（評価項目の改善策など）を併せて検討課題としてはどうか。大学院生による「授業改善アンケート」結果については改善に結びつく有効な手立てを創意・検討中である。

法務研究科

「教員に求める能力・資質等の明確化」については、大学の方針に基づき「関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考基準」・「関東学院大学法科大学院実務講師に関する規程」によって保障されているが、教育に対する姿勢は明文化されていない。研究者教員 9 名は、憲法（1 名）、行政法（1 名）、民法（3 名）、商法（1 名）、民事訴訟法（1 名）、刑法（1 名）、刑事訴訟法（1 名）の分野を担当しており、法律基本科目の各科目に 1 名ずつという入学定員 100 名以下の法科大学院に適用される基準を遵守している。また、研究者教員 9 名のうち 3 名が、法律基本科目のほかに「展開・先端科目」としての（「現代損害賠償論」、

「倒産法」、「少年法」)を担当し、実務家教員 5 名のうち 3 名が、法律実務基礎科目のほかに「展開・先端科目」としての(「企業法務」、「実務家族法」)を担当していることと併せ、できる限り専任教員も、基礎法学・隣接科目、展開・発展科目を担当するよう努めている点については、他学部・研究科の参考例となる。

<改善課題>

大学全体

- (1) 教員組織の編制方針(及び編制実態)・その適切性の検証(「教員・教員組織」に関する「大学基準協会による大学評価の基準」)についての全学的検討の必要性、(2) 研究業績が白紙である教員のいる現況の是正、(3) 研究業績の評価については各学部・研究科とも昇格審査に際し行われているが、教育・研究活動の活性化に資する恒常的な教育・研究活動の業績評価が不足している点の是正、以上 3 点については至急の改善を必要とする(「大学基準協会による認証評価」に同様の指摘がある)。
- (2) 「教員に求める能力・資質等の明確化」については、多くの学部・研究科において「教育に対する姿勢」が明文化されていない。工夫と改善を急務とする。
- (3) 一部の学部と研究科において、2012 年度に引き続き、2013 年度『自己点検・評価報告書』「2. 点検・評価」、及び「3. 将来に向けた発展方策」の記述が欠如しているので、今後に向けての継続した改善が求められる。

[基準 4] 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

< 評定 >

大学全体	[S A <u>B</u> C]
文学部	[S A <u>B</u> C]
経済学部	[S A <u>B</u> C]
法学部	[S <u>A</u> B C]
工学部	[S A <u>B</u> C]
理工学部	[S <u>A</u> B C]
建築・環境学部	[S A <u>B</u> C]
人間環境学部	[S A <u>B</u> C]
看護学部	[S A <u>B</u> C]
文学研究科	[S A <u>B</u> C]
経済学研究科	[S A <u>B</u> C]
法学研究科	[S A <u>B</u> C]
工学研究科	[S A <u>B</u> C]
法務研究科	[S A <u>B</u> C]

< 評価結果 >

大学全体

本学の卒業要件・修了要件として卒業または修了に必要な単位数、在学年数などが規定されている。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）についても、学部・研究科ごとに策定され、ホームページ上に掲載されている。

だが、教育目標および学位授与方針については明示されているが、両者の整合性に関する記述が具体的でない。また、大学の学位授与方針は抽象的表現にとどまっており、学部・研究科の学位授与方針との連関を読み取れない。さらに、学位授与方針を習得すべき学習成果も、明確に示されているとはいえない。なお、明示媒体間の整合性、教育目標と理念・目的との整合性に関する項目には、記載がない。全学的な検討と改善が望まれる。

また、教育課程の編成・実施方針は、2011 年度に策定され、明示されている。しかし、大学の教育課程の編成・実施方針との整合性が取れていないばかりか、内容も抽象的であり、学部・研究科の教育課程の編成・実施方針との連関を導き出す構造にもなっていない。授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等は各学部・研究科の『履修要綱』に明示されている。ここでも、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針との整合性に関する記載がない。

さらに、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については学生・教職員に周知されているが、有効性の検証に関する記載がない。

文学部

文学部では、学部の教育方針と目標を大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 1））及び『履修要

綱』(資料 2 p. 6)に掲載している。また、学部教育方針と目標を踏まえ、各学科においても教育方針と目標を定めている。これらの教育方針と目標は、大学ホームページ(関東学院大学の情報(資料 1))に掲載されている。

しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、教育目標と理念・目的の整合性、大学の学位授与方針との整合性、学位授与方針への習得すべき学習効果の明示については記載がない。大学全体の見直し作業に合わせて検討が望まれる。

また、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については社会に公表されているが、学生・教職員への周知方法とその有効性に関する記載がない。これらの方針の適切性についての検証は定期的に行われている。

経済学部

卒業要件として必要な単位数、在学年数などが規定されている。学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針についても、学部及び各学科で策定され、ホームページ上に掲載されている。また、経済学部と各学科の教育方針と目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学ホームページ(関東学院大学の情報(資料 1))に掲載されており、社会に対して公表されている。各方針の適切性の検証については、2011 年度の新教育課程導入時や、年 1 回の研修教授会の開催時に行われている。

しかし、大学ホームページ、学部・研究科オリジナルサイト、履修要綱等に掲載されている教育方針と目標、学位授与方針が同一のものかどうかを確認する必要がある。さらに、大学の学位授与方針との整合性が取れているかどうかを確認することが望まれる。

また、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、社会に公表されているが、学生・教職員への周知方法とその有効性に関する記載がない。

なお、2015 年度に導入される新カリキュラムの効果に期待したい。

法学部

法学部の教育目標および学位授与方針は明示されており、学位授与方針には習得すべき学習効果が明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、教育目標と理念・目的の整合性、大学の学位授与方針との整合性について記載がない。大学全体の見直し作業に合わせて検討が進められることを期待する。

教育課程の編成・実施方針、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等は明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、大学の教育課程の編成・実施方針との整合性について記載がない。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生・教職員に周知しており、その有効性に関しても記載されている。社会へも公表されている。方針の適切性の検証は定期的に行われており、四年周期でカリキュラムを見直す努力が続けられている。その成果がコース制に現れている。

工学部

工学部の教育目標および学位授与方針は明示されている。学位授与方針に習得すべき学習効果が明示されているが、抽象的で具体性に欠ける。明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、教育目標と理念・目的の整合性、大学の学位授与方針との整合性について記載がない。これらは大学全体の見直し作業と並行して検討が行われることを期待する。

教育課程の編成・実施方針、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等は明示されている。しかし、

明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、大学の教育課程の編成・実施方針との整合性について記載がない。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生・教職員に周知しているが、その有効性に関する記載がない。社会へも公表されている。方針の適切性についての検証は定期的に行われている。

理工学部

理工学部の学位授与方針は、教育方針と目標に沿って策定されている。この学位授与方針については、大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2）、理工学部（資料 3））、理工学部ホームページ（三つのポリシー）（資料 4）に掲載されている。理工学部の各コースについても、理工学部の教育方針と目標に沿って、具体的な専門分野に即した学位授与方針を策定している。理工学部各コースの学位授与方針は、大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2））に掲載されている。

理工学部では、教育目標と学位授与方針を実現するために、教育課程の編成・実施方針を策定している。各コースについてもそれぞれの学位授与方針に基づいて、具体的な専門分野に則した教育課程の編成・実施方針を策定している。これらの方針については大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2））で示されている。

しかし、大学ホームページ、学部・研究科オリジナルサイト、履修要綱等に掲載されている教育方針と目標、学位授与方針が同一のものがどうかを確認する必要がある。さらに、大学の学位授与方針との整合性が取れているかどうかを確認することが望まれる。

建築・環境学部

建築・環境学部の教育の目標を定めて、この教育の目標は、『履修要綱』（資料 1 pp. 8・9）に掲載されている。また、学位授与方針を定め、この学位授与方針は、大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2）、建築・環境学部（資料 3））で明示されている。また、教育課程の編成・実施方針を策定し、この教育課程の編成・実施方針を、大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2））で明示している。教育の目標、教育課程の編成・実施方針は、学期開始前のオリエンテーションの実施により、学生への周知を図っている。また、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2））に掲載するとともに、さらに詳しい内容を建築・環境学部ホームページ（教育・研究（資料 4））に掲載している。なお、工学部から建築・環境学部へとより小さな組織となったことで、研修会内の議論が活発になり、担当以外の授業に関する情報共有が濃密に行われている。

しかし、大学ホームページ、学部・研究科オリジナルサイト、履修要綱等に掲載されている教育方針と目標、学位授与方針が同一のものがどうかを確認する必要がある。さらに、大学の学位授与方針との整合性が取れているかどうかを確認することが望まれる。

人間環境学部

人間環境学部の教育目標および学位授与方針は明示されている。学位授与方針に習得すべき学習効果が示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、教育目標と理念・目的の整合性、大学の学位授与方針との整合性について記載がない。これらは大学全体の見直し作業に合わせて検討が進められることを期待する。

教育課程の編成・実施方針、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等は明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、大学の教育課程の編成・実施方針との整合性に

については記載がない。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生・教職員に周知しているが、その有効性に関する記載がない。方針の適切性についての検証は行われているが、定期的に行っているかどうかの記述はない。

看護学部

看護学部は学位授与方針を策定し（資料 1）、大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2）、看護学部（資料 3））、看護学部ホームページ（看護学部について（資料 4））で公表している。また、この教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ（関東学院大学の情報（資料 2）、看護学部（資料 3））、看護学部ホームページ（看護学部について（資料 4））で公表している。

しかし、大学ホームページ、学部・研究科オリジナルサイト、履修要綱等に掲載されている教育方針と目標、学位授与方針が同一のものかどうかを確認する必要がある。さらに、大学の学位授与方針との整合性が取れているかどうかを確認することが望まれる。

文学研究科

文学研究科の教育目標および学位授与方針は明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、教育目標と理念・目的の整合性、大学の学位授与方針との整合性、学位授与方針への習得すべき学習効果の明示について記載がない。これらは大学全体の見直し作業に合わせて検討が進められることを期待する。

教育課程の編成・実施方針、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等は明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、大学の教育課程の編成・実施方針との整合性について記載がない。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生・教職員への周知方法とその有効性に関する記載がない。社会には公表されている。方針の適切性の検証は十分に行われておらず、FD委員会も未設置であるので、検討が望まれる。

経済学研究科

経済学研究科の教育目標および学位授与方針は明示されているが、点検項目の記述内容は具体的でない。教育目標と学位授与方針との整合性についても、具体的な説明が必要である。明示媒体間の整合性、教育目標と理念・目的の整合性、大学の学位授与方針との整合性、学位授与方針への習得すべき学習効果の明示について記載がない。これらは大学全体の見直し作業に合わせて検討が進められることを期待する。

教育課程の編成・実施方針、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等は明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、大学の教育課程の編成・実施方針との整合性について記載がない。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生・教職員への周知方法とその有効性に関する記載がない。社会には公表されている。方針の適切性についての検証は定期的に行われている。

法学研究科

修了要件として必要な単位数、在学年数などが規定されている。学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針についても、研究科及び各専攻で策定され、ホームページ上に掲載されている。学生が習得すべ

き学修成果としての能力や資質を学位授与方針に明文化し、教育課程の編成・実施方針との関連についても詳述されており、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との関連性が明確にされていると思われる。

しかし、大学ホームページ、学部・研究科オリジナルサイト、履修要綱等に掲載されている教育方針と目標、学位授与方針が同一のものかどうかを確認する必要がある。さらに、大学の学位授与方針との整合性が取れているかどうかを確認することが望まれる。

工学研究科

工学研究科の教育目標および学位授与方針は明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、教育目標と理念・目的の整合性、大学の学位授与方針との整合性、学位授与方針への習得すべき学習効果の明示については記載がない。これらは大学全体の見直し作業に合わせて検討が進められることを期待する。

教育課程の編成・実施方針、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等は明示されている。しかし、明示媒体間の整合性、教育目標と学位授与方針の整合性、大学の教育課程の編成・実施方針との整合性について記載がない。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生・教職員に周知されているが、その有効性に関する記載がない。社会には公表されている。方針の適切性についての検証は組織的に行われており、アンケート調査の実施も検討されている。

法務研究科

修了要件として必要な単位数、在学年数などが規定されている。カリキュラムの編成方針、学位の授与についても、ホームページ上に掲載されている。また「関東学院大学専門職大学院学則」第4条第2項には、貴研究科固有の教育目標として、「企業法務及び政策法務等市民参加・市民活動を支えることのできる領域において、地域社会に貢献できる法曹を養成する」と定められている。また、2009年度以降、年度終了後に当該年度の自己点検・評価報告書を作成し、これをホームページで公開している。この報告書の内容は、教授会で審議され、その際に、教育目標や教育課程の編成・実施方針についても、教職員に改めて周知される。2013年度については、2014年6月18日教授会で審議されている。

しかし、大学ホームページ、学部・研究科オリジナルサイト、履修要綱等に掲載されている教育方針と目標、学位授与方針が同一のものかどうかを確認する必要がある。さらに、大学の学位授与方針との整合性が取れているかどうかを確認することが望まれる。

<改善課題>

自己点検・評価シートの「1. ②現状の確認」欄において、各項目への記載がまったくないか、適切に記載されていない事例が散見される。これでは活動の達成度がどのようなものであるかを真に確認することはできない。自己点検を十分慎重に行い、その上で適切な自己評価がなされることを期待したい。

[基準 4] 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

<評定>

大学全体	[S A <u>B</u> C]
文学部	[S A <u>B</u> C]
経済学部	[S <u>A</u> B C]
法学部	[S <u>A</u> B C]
工学部	[S A <u>B</u> C]
理工学部	[S A <u>B</u> C]
建築・環境学部	[S <u>A</u> B C]
人間環境学部	[S A <u>B</u> C]
看護学部	[S <u>A</u> B C]
文学研究科	[S A <u>B</u> C]
経済学研究科	[S A <u>B</u> C]
法学研究科	[S A <u>B</u> C]
工学研究科	[S A <u>B</u> C]
法務研究科	[S <u>A</u> B C]

<評価結果>

大学全体

教育課程の編成・実施方針について全学的取組みとしては、副専攻制度、海外大学と提携した長期・短期留学プログラムの拡充、全学共通キャリア教育科目の開講等、大学における教育課程の編成方針に基づく教育内容を提供するための、全学的な取り組みが活発に行われており、評価できる。

しかし、『自己点検・評価シート』(p.25)で指摘のとおり、カリキュラムは教育課程の編成・実施方針に沿って作成してきたが、カリキュラムマップが作成されておらず、適合しているかどうか客観的に判断できる状況とはなっていない。また、全学共通キャリア教育の一環として正課外で開講している基礎学力育成講座の受講率が低い。さらに、全学共通キャリア教育の一環として正課外で開講している基礎学力育成講座の受講率が低い。これらの点について、改善が望まれる。

教育課程に相応しい教育内容の提供については、各学部・研究科で説明されている。初年次教育として正課外の基礎学力育成講座があるが、受講率は低い。副専攻制度、高大連携事業についても履修者が少ない。いずれも対策を検討中であるが、改善が望まれる。

文学部

教育課程は、共通科目と専門科目がバランスよく配置されている。また、各学科のコース別の履修モデルも提示され、体系的な履修への配慮がなされている。授業科目の開設状況や教育内容について、学科別・コース別(3学科)の説明がある。また初年次教育に配慮した教育を提供している。

しかし、授業科目の順次的・体系的配置、教養科目と専門科目の位置づけについては、それぞれ独立した項目で確認が求められているので、適切に記載してほしい。

経済学部

授業科目の開設状況について、学科の現状を踏まえた説明がある。また学士課程に相応しい教育や初年次教育に配慮した教育を提供している。

しかし、授業科目の順次的・体系的配置、教養科目と専門科目の位置づけについては、それぞれ独立した項目で確認が求められているので、適切に記載してほしい。「プレゼミナール」の新設により、少人数教育の充実を図ろうとしている点は評価される。なお、「点検・評価②改善すべき事項」で、現行のカリキュラム問題に対応する改善方策が記載されていない。

法学部

授業科目の開設・配置状況、順次的・体系的な配置について説明がある。また学士課程に相応しい教育内容、初年次教育に配慮した教育の提供についても記載されている。

しかし、教養科目と専門科目の性格の明確化、教養教育の卒業要件に占める割合など記述が望まれる。また、キャリア支援の諸科目は全学的にも、また 2012 年度から始まった法学部の新カリキュラムにおいても重要項目であるが、学生の受講率は必ずしも十分とはいえない。法学部が設置したキャリア支援科目の受講生は多いものでも 50 名前後に留まり、閉講となった科目も存在する（資料 4）。それが、2012 年度に全学的に導入された KGU キャリアデザイン入門の実施によるものなのかどうか現時点では判断できないものの、受講率改善に向けた検討を要する。

工学部

2013 年度より工学部は理工学部と建築・環境学部へ改組され、新設両学部で新たなコース制が制定された。そのため、これらの両学部では新たに教育課程の改善がはかられていると説明されているが、新体制のもとで検証プロセスが適切に機能するよう期待する。

現在の工学部は、共通科目と専門科目を設置している。共通科目は教養科目と外国語科目から構成され、専門科目は学部内で共通の工学基礎科目、工学専門科目、各コース専門科目に分けられている。基礎・導入から高度の専門教育まで順次性ある科目配置となっている。なお、大学全体の動きにしたがって、シラバス検証の道筋を示したが（資料 9）、2014 年度シラバスについて、2013 年度中に検証を終えることができなかった。

理工学部

理工学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通科目及び専門科目を設置している。また、学士課程教育の根幹になる科目については必修科目に設定し、基礎能力を修得するようにするとともに、より広く専門性の高い科目については学生の志向に合わせて選択できるように提供している。特に各専門分野の基幹となる科目については、少人数クラス分けや再履修クラスの設定など、修得度を高めるよう努めている。

建築・環境学部

建築・環境学部の「履修順序表」は専門教育限定ではあるがカリキュラムマップに準じたものであり、本学部の専門教育の体系化を示している。並んで、幅広い教養を学ぶこととなる共通科目の配置により、学士課程教育に相応しい教育内容となっている。履修順序表に示された体系を学部構成教員が理解することにより、それに沿った教育内容の検討が教員自身により、また学部・学科研修会を通して、なされている。

る。なお、初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているかについて、もう少し記述が望まれる。開設 1 年目の学部であり、方針にもとづく活動の展開が望まれる。

人間環境学部

教育課程は共通科目と専門科目に分けられ、また専門科目は学部基幹科目、学科基幹科目、それ以外の専門科目に分けられる。各科目がバランスよく配置されており、各学科のコース別の履修モデルも提示され、順次的・体系的な履修への配慮がなされている。教育課程の編成・実施方針については、各科目群や分野などの目的が明記されているが、教育課程や教育内容の適切性を示すために、学位授与方針との関連を明確にするなど、より踏み込んだ説明が望まれる。

看護学部

看護学部では、共通科目が教養分野、外国語分野及び保健体育分野にわたり、46 科目を配置している。また、専門科目は、専門基礎、看護の基礎、看護の展開、看護学の統合と実践の 4 分野から構成し、97 科目を配置されている（資料 1 pp. 48・55）。専任教員が担当する各専門科目については、「看護学士課程におけるコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標に基づく評価」に向けて、カリキュラムマップの作成に着手している（資料 2）。

しかし、教養科目と専門科目の性格の明確化や教養教育の卒業要件に占める割合などが記述されていない。また、初年次の学生の学修を支援する目的で、学内補講 2 回、低学年模擬試験 1 回を実施したとするが、根拠資料の提示がされていない。

文学研究科

授業科目の開設状況は説明されているが、授業科目の順次的・体系的配置、専門科目の高度化に対応した教育内容の提供に関する記載がない。今後、教育課程の検証を行う機会を設けるとあるので、それが組織的取り組みになることを期待する。また博士後期課程がリサーチワークのみの科目配当となっていることについても検討を行うとしているので、その検討に期待したい。

経済学研究科

経済学専攻と経営学専攻には、それぞれ 5 つの分野が設定され、入学時に 1 分野を選択して専攻することになっている。また、博士前期課程においては講義科目、演習科目、他専攻等の科目、博士後期課程においては指導教授の論文指導のほか、講義科目、演習科目が設定されている。したがって、両課程ともにコースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられた教育システムとなっている。

しかし、配置されている科目について、順次性のある授業科目が体系的に配置されているかなどを明確にする必要がある。また、教育課程が教育課程の編成・実施方針をどのように体現したものであり、教育目標や学位授与方針をどの程度踏まえたものであるのかについては明確でないとの大学基準協会からの指摘をふまえ、明確にする必要がある。

法学研究科

開講科目は、教育目標の達成に向けて、順次的・体系的な履修が可能な配置になっている。博士前期課程においては講義科目、演習科目、研究指導科目で編成され、研究指導科目は専修コースと研究者養成コース別に配置されている。博士後期課程においては講義科目と研究指導科目に大別される。開講科目は内容面で時代の要請に応えるような工夫がなされている。

しかし、コースワークとリサーチワークのバランスが取れているかどうかを記載する必要がある。

工学研究科

博士前期課程、博士後期課程において、それぞれ専修科目、必修科目、選択科目が配置されており、また専修科目は講義、文献研究、研究実験（含む演習）から構成されている。したがって、両課程ともコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育システムとなっている。

授業科目の開設状況については、もう少し具体的な説明がほしい。専門科目の高度化に対応した教育内容の提供についても同様に具体的に記述してほしい。授業科目の順次的・体系的配置、コースワークとリサーチワークのバランスに関する記載もない。「文献研究」における教育効果の向上、大学院生の派遣留学の内容充実については評価できる。大学院生の基礎学力の充実策についても、検討を期待したい。

法務研究科

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目が配置されており、学生が法曹としての基本的な素養を身につけるとともに、基礎から応用まで段階的に法律学を学修できるように編成されている。また、理論と実務を架橋する科目も適切に開設・運営され、実習科目における指導・責任体制も確立されている。

<改善課題>

自己点検・評価シートの「1. ②現状の確認」欄において、各項目への記載がまったくないか、適切に記載されていない事例が散見される。これでは活動の達成度がどのようなものであるかを真に確認することはできない。自己点検を十分慎重に行い、その上で適切な自己評価がなされることを期待したい。

[基準 4] 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

<評定>

大学全体	[S A <u>B</u> C]
文学部	[S A <u>B</u> C]
経済学部	[S <u>A</u> B C]
法学部	[S A <u>B</u> C]
工学部	[S A <u>B</u> C]
理工学部	[S <u>A</u> B C]
建築・環境学部	[S A <u>B</u> C]
人間環境学部	[S A <u>B</u> C]
看護学部	[S <u>A</u> B C]
文学研究科	[S <u>A</u> B C]
経済学研究科	[S <u>A</u> B C]
法学研究科	[S <u>A</u> B C]
工学研究科	[S <u>A</u> B C]
法務研究科	[S <u>A</u> B C]

<評価結果>

大学全体

教育方法および学習指導については、授業形態、学習指導は各学部・研究科において記載されており、実務的向上を目指した教育方法は法務研究科において記載されている。履修科目登録の上限設定は、一部の学部と研究科において例外があるが、いずれも対応しているか、教育上障害にならないとの判断が示されている。学生の主体的参加を促す授業方法については、用いておらず、今後の見直しが予定されている。大学院における研究指導計画については、研究科による違いがある。

シラバスについては、シラバス内容の充実のため、シラバスの見直しを実施した。授業内容・方法との整合性は取れている。ただし、検証は組織的に行っていないとして、組織的な確認体制の整備を促すための取り組みを記載している。

成績評価・単位認定については、成績評価方法・基準は明示されている。単位制度に基づく適切な単位認定及び既修得単位認定の適切な実施については、各学部・研究科で記載されている。また、全学 FD・SD 集会の内容を外部講師による講演とシンポジウムをプログラムの中心とした全学 FD・SD フォーラムに再構成している。さらに、教員の授業に対する取り組みと、授業の内容及び方法の改善に向けた取り組みが全学的に進められている。

だが、『自己点検・評価シート』(p.30) で指摘のとおり、2014 年度に全学的に適切なシラバス内容を学生に示すことができるよう学部単位でシラバスの検証システムを確立する必要がある。また、2015 年度に各学部の教育目標を踏まえた学修内容の順次性、科目間の関連性を図示したカリキュラムマップを作成し、これとシラバスを連動させることにより学生への教育効果を高めることが望まれる。

文学部

各学科とも、基礎ゼミナールに見られるように、きめ細かな指導を施そうとする姿勢が伺われる。

教育方法および学習指導について、履修科目登録の上限設定の記述はある。しかし、授業形態、学習指導、学生の主体的参加を促す教育方法について記載がない。

シラバスについては、シラバス内容の充実に関する記述はあるが、シラバス内容の定期的な検証に関する記載がない。授業内容・方法との整合性については、授業改善アンケートを通じて学生の評価にさらされるとあるが、アンケート結果との照合が必要であろう。

成績評価・単位認定については、成績評価方法・基準の明示、単位制度に基づく適切な単位認定、適切な既修得単位認定について記載が全くないか、不十分である。

教育成果の定期的な検証と改善については、授業改善アンケートや公開授業の活用が挙げられているが、その結果が記載されていない。組織的研修・研究が行われているのれかどうか不明である。

経済学部

ゼミナール等における少人数教育の実施、講義科目のクラスサイズへの配慮、座席指定制の導入、英語科目での学力別クラス編成など、効果的な教育方法を採用している。新設のプレゼミナールではプレゼンテーション大会やディベート大会を開催するなど、学生が主体的に課題に取り組む機会を提供している。

「入学から卒業まで全ての学生を専任教員による少人数対話型のゼミナール教育によって指導する体制を整える」(p.143)としており、少人数教育の充実に向けた姿勢が伺われる。教育内容・方法の改善をはかるために、学部FD委員会の主催による「授業実践報告会」が毎学期開催されている。2011年度から専任教員による授業の取り組み事例が紹介され、授業改善につなげている点は評価できる。

しかし、根拠資料を明示する必要がある。また、単位修得が不十分な学生への個別指導を前倒しで実施し、より早期に問題を発見し、必要な支援を行う。また、面談を行う教員がよりの確に学生の問題を発見し、必要な指導が行えるように、教員の意識の啓発と面談能力を向上させる必要がある。

法学部

教育方法および学習指導について、授業形態、履修科目登録の上限設定、学習指導の記載はある。しかし、学生の主体的参加を促す教育方法について記載がない。また、開講科目は、演習科目の少人数によるゼミナール等を除いて、大半が講義科目により構成される。成績評価については、学部独自の措置として、一部の例外科目を除き、「秀」と「優」を合わせて原則として当該科目履修者全体の30%を超えないようにしている。

しかし、シラバスについては、シラバス内容の充実、授業内容・方法との整合性に関する記載はあるが、内容の定期的な検証に関する記載がない。

工学部

基礎から応用までの様々な科目を設定し、基幹科目において少人数クラスや再履修クラスの設定など、習熟度を高める工夫がされている。プレイスメントテストによる履修指導、英語による能力別クラス編成、多様な入試制度に対応した事前教育など、能力に応じたカリキュラム設定を行っている。

教育方法および学習指導について、履修科目登録の上限設定、学習指導、学生の主体的参加を促す教育方法の記述はある。しかし、授業形態に関する記載がない。

シラバスについては、シラバス内容の充実、授業内容・方法との整合性に関する記載はある。内容の検証については検証の道筋を示したが、検証自体は終えていないということである。作業の継続が望まれる。

理工学部

理工学部は、1 年次から 4 年次まで春学期 24 単位、秋学期 24 単位の履修科目登録の上限を設けている（資料 1）。履修指導については、入学直後にコース別のオリエンテーションを開催し、入学生全員に配布する『履修要綱』（資料 3 CAP 制外として単位を認める科目について）、「モデル時間割」（資料 4）等を利用して具体的な履修指導を行っている。

授業外の学修を推進するために、学習支援システム（Olive Class）を活用した課題の提出と、課題の理解を進めるために上級生による支援を受けるしくみ（学生ファシリテーター）が学院改革推進 5 カ年計画支援事業に採択されており取り組みを開始したが、利用が活発でなく、より活用していく方法を検討していく必要がある（資料 6）。

建築・環境学部

建築・環境学部では、基礎的な知識や専門的な知識を得るために講義科目を設置し、反復的な学習を必要とするものには設計製図を含む演習科目を置き、実挙動を観察する必要があるものは実験科目として、幅広い建築・環境学の学修を潤滑に行えるよう配慮している。

2013 年度の本学部開講科目がシラバスから逸脱しないよう実施されているかは、授業改善アンケートを通して確認している（資料 3、資料 4）と記述されているが、確認結果について明らかにする必要がある。また、シラバスの内容に対する検証を組織的に行っているかについても記述が望まれる。

人間環境学部

基礎的な知識の修得を目指した授業は主に講義や演習で、より専門的な知識や技能の獲得を目指した授業は演習、実験、実習という形態がとられることが多く、教育目標の達成に向けての工夫がなされている。学期ごとに行われる学生による授業改善アンケートでは、授業内容や方法及び授業がシラバスにしたがって進められたかについて尋ねる項目が設定されている。この結果を分析することによって、授業とシラバスの整合性について確認するひとつの指標とすることを可能にしている。

しかし、シラバスの内容に対する検証を組織的に行っているかについて明らかにする必要がある。また、学習方法・指導に関する検討は各学科・共通科目に委ねられており、学部としての点検等も行われていないので、実行することが望まれる。

また、教育成果の定期的な検証と改善については、FD 委員会が設置されているが、活発とはいえないようである。学習方法や指導、公開授業の参観者数、FD 委員会の活性化が課題として示されており、改善に向けた取り組みが期待される。

看護学部

看護学部における開講科目の授業形態は、授業の目的・内容に応じて設定されており、講義・演習・実験・実習に区分されている。臨地実習では、学内の講義・演習で学んだ理論的な知識と技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結び付けた看護の展開を学修している（資料 1 pp.52-63）。また、セメスターごとのオリエンテーションにおいて教務主任が学生に履修指導を行い、その後にアドバイザー制度によりアドバイザー教員が成績表配付と個別面談の時間を設けられている（資料 4）。

しかし、看護学部は、開設 1 年目の学部であり、4 年間の学修内容について見通しがつきにくいので、4 年間の教育の授業概要を検討し、シラバス作成と時間割シミュレーションを行い、教育課程に沿った教育内容の準備を進める必要がある。また、2015 年度には、学生に 4 年間のシラバス概要が提示できるよう準備を進めることが望まれる。

文学研究科

各専攻とも授業科目は講義・演習・特論で編成されている。また、修士論文、博士論文については、いずれも審査日程を示し、論文構想発表会や中間発表会の開催など、計画的な研究指導や学位論文作成指導を可能にする仕組みとなっている。2013年度から教員による教育研究指導計画書の作成を実施している。

しかし、教育方法および学習指導について、授業形態、計画指導についての説明はあるが、履修科目登録の上限設定、学習指導、学生の主体的参加を促す教育方法については記載がない。また、シラバスについて、シラバス内容の充実に関する記載はあるが、授業内容・方法との整合性、シラバス内容の検証に関する記載がない。点検評価項目のいくつかに記述がなされていないので、適切に答える必要がある。

経済学研究科

講義及び演習を配置し、研究指導・学位論文指導を実施している。博士前期課程においては中間報告会を制度化し、修士論文執筆計画書の提出を義務づけている。博士後期課程においても、毎年度末に研究報告書を提出させ、博士後期課程研究報告会を制度化している。各報告会は、大学院生の研究レベルの向上や大学院教育の改善という目的も持っている。研究報告書は研究科の全教員に配布され、大学院生の研究内容を周知するとともに、教育的支援を施すための資料としても活用されている。また、教育・研究指導アンケートが実施されており、院生の要望を把握し、教育研究指導の改善に資するものとして活用されている。

しかし、点検評価項目のいくつかに記述がなされていないので、適切に答える必要がある。

法学研究科

講義科目及び演習科目、研究指導科目を配置している。修士論文、博士論文ともに公開中間報告を義務づけ、研究指導計画に基づいて研究指導・学位論文指導を実施している。また、シラバスについては、基本的に学部と同様に全学統一の書式によりシラバスを作成し、変更がある場合も受講生へ説明・周知している。

教育内容・方法等の改善をはかるための検証や方策については、教育・研究指導アンケートに加えて、2010年度より教員と大学院生の懇談会が行われている。このアンケートと懇談会の結果は全ての所属教員に報告されており、課題の共有をはかり、教育内容・方法等の改善に生かす試みとして評価できる。

しかし、点検評価項目のいくつかに記述がなされていないので、適切に答える必要がある。

工学研究科

工学研究科の開講科目は、講義、文献研究、研究実験（演習を含む）に分類され、養成する研究者・技術者像を反映したカリキュラムとなっている。また、学部と同様に統一的なシラバスを公開しており、非常勤講師にもシラバスの作成依頼を実施している。

工学部・工学研究科にFD委員会を設置し、FDに関する議論や意見交換を行うとともに、教育・研究評価アンケートの実施と結果の検討、公開授業の開催などを実施している。なお、「文献研究」等の授業において、大学院生のプレゼンテーション技法の向上が見られたことが指摘されている。大学院生の内外の学会発表に対する助成制度、大学院入学時点からの複数指導教員制の構築等、今後の検討課題が指摘されているが、大学院教育の更なる充実に向けた議論が望まれる。

しかし、点検評価項目のいくつかに記述がなされていないので、適切に答える必要がある。

法務研究科

法務研究科では、適切な教育・学生指導、シラバスに基づく授業進行、厳格な成績評価、FD 活動による授業改善が実施されている。とりわけ、授業について事前の予習を前提とすることもあり、シラバスで示された授業計画に従い実施される。また、変更の必要があるときは、その旨を授業時間中または Olive Class を通して、周知されている。

教員相互の授業参観として、教員が希望する授業を参観し、コメントを作成し、このコメントを前提にして FD 委員会及び教授会において、参考となる点を評価し、気になった点に対する助言をすることによって、相互の研鑽に努めている点は、高く評価できる。

しかし、点検評価項目のいくつかに記述がなされていないので、適切に答える必要がある。

<改善課題>

自己点検・評価シートの「1. ②現状の確認」欄において、各項目への記載がまったくないか、適切に記載されていない事例が散見される。これでは活動の達成度がどのようなものであるかを真に確認することはできない。自己点検を十分慎重に行い、その上で適切な自己評価がなされることを期待したい。

[基準 4] 教育内容・方法・成果

(4) 成果

<評定>

大学全体	[S A <u>B</u> C]
文学部	[S A <u>B</u> C]
経済学部	[S A <u>B</u> C]
法学部	[S A <u>B</u> C]
工学部	[S A <u>B</u> C]
理工学部	[S A <u>B</u> C]
建築・環境学部	[S <u>A</u> B C]
人間環境学部	[S A <u>B</u> C]
看護学部	[S A <u>B</u> C]
文学研究科	[S <u>A</u> B C]
経済学研究科	[S A <u>B</u> C]
法学研究科	[S A <u>B</u> C]
工学研究科	[S A <u>B</u> C]
法務研究科	[S A <u>B</u> C]

<評価結果>

大学全体

学生の学習成果を測定するための評価指標として、人材養成の目的に沿った形での評価指標がない現状にある。高等教育研究・開発センターを中心に検討するとしているので、期待したい。

学生の自己評価、卒業後の評価については、学生による授業改善アンケートはあるが、学生による自己成長評価や卒業生評価は行われていない現状にある。

学位授与手続きの適切性の検討については、各学部・研究科で行われている。学位授与基準については卒業・修了要件と同質に扱われており、とくに研究科においては、一部の研究科を除いて、明確に定義されていない（大学基準協会からの指摘事項）。現在、検討が開始されている。

全学的課題として、教育の質保証につなげていくための IR の仕組みの確立、カリキュラムマップの導入が挙げられているが、検討に期待したい。

文学部

学部の卒業要件は、明示されている。学修成果については、卒業判定率、就職率、各種資格試験の結果など総合的にみて判断しようとしている。英語英米文学科では、2011 年度よりゼミナール連合を立ち上げ、卒業論文発表会の開催に結びつけているが、卒論執筆のモチベーションを高める試みとして評価できる。また、比較文化学科や現代社会学科においても、卒業論文の作成や成果発表にあたって、きめ細かな指導が行われている。

しかし、学生の卒業時の進路選択と在学時の履修状況及び成果との関連性を検証し、キャリア形成支援とリンクしたカリキュラム開発及び FD が必要である。

経済学部

学生の学習成果を測定するための評価指標として、スタンダードテスト、学生による授業改善アンケート等が挙げられているが、養成すべき人材像との関連で一層の検討が必要であろう。

学生の自己評価と卒業後の評価について記載はあるが、卒業者評価については根拠資料が必要である。学位授与の基準・手続きについては、適切に設定されている。今後の課題として、学生評価等に関する検証が挙げられているが、取り組みに期待したい。

法学部

学生による授業改善アンケートでは、学生自身が授業にどのような姿勢で臨んだか評価する項目があり、それらは学生の自己評価と見ることができる。卒業生の進路と在学中の成績評価との相関関係などの検証は2012年度から始まったが、まだ評価する段階には至っていない。

これに関連して、卒業を目前に控えた学生を対象に、4年間の総決算としてのいわゆるアウトカム・アセスメント（卒業生評価）を測定できるような質問項目を策定し、12月～1月に4年生のゼミナール受講者を対象により簡易な方法でアンケートを試行的に実施している。さらに、質問項目などの改善をはかって利活用を進めることが望まれる。

工学部

学部の卒業要件は、明示されている。学習効果を測定するための評価基準として、授業評価アンケートの回答結果が利用されている。学位授与に関する手続きは、明示されている。

しかし、学生の自己評価、卒業後の評価を行っているかについて、記述が望まれる。

理工学部

理工学部では、学位授与基準として、理工学部履修規程第22条に在学期間（4年（8セメスタ）以上）と所要単位（卒業に必要な所定の単位数を満たし、合計124単位）を定めており、『履修要綱』（資料6）にも掲載している。理工学部のFD委員会において、2013年度理工学部のFD目標のひとつとして「カリキュラム達成度評価の確立を目指す。」を掲げている。この目標に沿った形で学系ごとにFD目標を設定しており（資料3、資料4）、2013年度についての評価が報告されている（資料5）

建築・環境学部

建築・環境学部は本学他学部あるいは他大学と比べても、学生の成果物の発表の場が豊富に用意されている。具体的には、2014年3月に開催された「建築展」（資料1）において、初年次生の「建築設計製図Ⅰ、Ⅱ」の成果が展示され、また、学期末毎に建築学専攻（大学院）や工学部建築学科の学生も含めた設計成果の講評会「パーティカルレビュー」を通して、学生の自己評価、さらに学生自身の到達度への理解を促している（資料2）。

しかし、パーティカルレビューや建築展での自己の成果の良い点、改善点などをどのように捉えているのかが教員に把握されていない。また、1年終了時では、授業毎の成果物から学修意欲がどの程度上がっているか判断することが難しい（『自己点検・評価シート』）。成果を判断する基準の設定や、学生と教員の協働が進むことが望まれる。

人間環境学部

人間環境学部では、学部ならびに各学科の学位授与方針ならびに学科ごとに学位授与基準（卒業要件）

が設定されている。学位授与のためにはすべての学科で 124 単位以上の取得が求められている。ただし、学位授与方針の具体的な内容・項目と学位授与基準（卒業要件）との関連について、対応関係を明確に示したものはない。2013 年度第 3 回学部自己点検・評価委員会において、学位授与の適切性に関する検討は自己点検・評価委員会で行うことが決定されている（資料 2）。学位授与の手続きに関しては、毎年度 9 月ならびに 3 月に卒業見込みの学生が卒業要件を満たしているか否かについての査定を行っている。

しかし、学習成果について点検・評価する学部としての取り組みがなされていないので、高等教育研究・開発センターにおける全学的な検討をふまえ、学部自己点検・評価委員会で検討することが望まれる。

看護学部

学生の成績評価の指標として、GPA（Grade Point Average）を導入し、算出方法などを『履修要綱』（資料 1）に明示している。全在籍学生の GPA は平均 2.51 である。また、単位取得率の算出結果は、単位数からみると 96.21%（修得単位数/履修登録単位数）、科目数からみると 96.65%（修得科目数/履修登録科目数）であると記述されている（資料 2）。

しかし、点検評価項目のいくつかに記述がなされていないので、適切に答える必要がある。

文学研究科

修了要件は、明示されている。学位審査基準は、修士論文、博士論文とも策定されており、学生に明示されている。学位審査基準を早くから設け、その内容に検討を重ね、口頭発表審査では、審査基準を指標にしつつ、時間をかけて学修成果（論文）を総合的に測定・評価している。論文審査にあたり、学位に求められる水準にあるか否かに関する基準をあらかじめ学生に明示して審査を行っていることは、評価される。

学位審査基準は、明確な学修成果を測定するための評価指標とされているが、教育の直接的な効果しか測定できないので、修得すべき学修成果を総合的に測定できるように評価指標が望まれる。学位論文の成果は、『文学研究科創立 10 周年記念誌』に肯定的な評価が記載されている。

経済学研究科

博士前期課程においては、「修士論文執筆計画書」ならびに「修士論文中間報告会」によって、後期課程においては、毎年度末に提出させる研究報告書と、毎年秋に行っている「博士後期課程研究報告会」を通じて、学習成果を把握している。しかし、学修成果の組織的な測定は行われていないので、今後、適切な評価指標の検討が望まれる。

大学基準協会より指摘を受けている点であるが、学位論文審査基準が明文化されていないので、基準を策定し、『履修要綱』等に明記し、学生に明示することが望まれる。

法学研究科

修了要件は、学生に明示されている。学修成果の測定については、個々の担当教員に委ねられ、レポートや院生の研究論集に基づき研究成果の測定が行われている。しかし、共有された評価指標がないと思われるため、その指標を検討することが望まれる。

学位授与の手続きは、明示されている。学位審査は修士論文及び博士論文ともに中間報告を課すことで論文の水準を要求している。しかし、大学基準協会から指摘を受けているように、学位論文審査基準が明文化されていない。学位授与基準を策定し、学生に明示することが望まれる。

工学研究科

修了要件は、明示されている。学位授与基準、審査の手続きについても、明示されている。

しかし、教育目標を測定するための評価指標として、就職状況、研究成果の公表・特許の出願状況、特別研究員採用人数等を用いることとしたが、現在までそれらを取りまとめた資料を元にした検討は行われていない。2013年度の工学研究科自己点検・評価委員会で必要性を確認し、年度内に検討することが望まれる（資料8 審議事項2）。

法務研究科

本法科大学院の修了要件は、本法科大学院に3年以上在学し、100単位以上（既修者認定を受けた学生は、2年以上在学し、68単位以上）を修得した上で、在学期間中の5段階評価平均値1.5以上を修めることである（専門職大学院学則（資料1）第16条および法務研究科履修規程（資料2）第11条）。その上で、教授会における修了査定を経て、修了認定される。本法科大学院での修了認定は適切である。

評価指標として修了生の進路をみる。司法試験合格者数は2014年3月31日現在37名である。ただし、検事に任官した者1名を除き、その他は弁護士である。このほか、政策法務に携わることをめざして、県庁または市役所に就職した修了生もいる。

<改善課題>

一部の研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『履修要綱』等に明記し、あらかじめ学生に明示するよう、改善が望まれる。

[基準 5] 学生の受け入れ

< 評定 >

大学全体	[S A <u>B</u> C]
文学部	[S A <u>B</u> C]
経済学部	[S A <u>B</u> C]
法学部	[S <u>A</u> B C]
工学部	[S A <u>B</u> C]
理工学部	[S <u>A</u> B C]
建築・環境学部	[S <u>A</u> B C]
人間環境学部	[S <u>A</u> B C]
看護学部	[S <u>A</u> B C]
文学研究科	[S A <u>B</u> C]
経済学研究科	[S A <u>B</u> C]
法学研究科	[S A <u>B</u> C]
工学研究科	[S A <u>B</u> C]
法務研究科	[S A B <u>C</u>]

< 評価結果 >

大学全体

(1) 2015 年 2 月現在のホームページには三つのポリシーが明示され、整えられている。しかし、入学者受け入れの基本方針（アドミッションポリシー）は、①教育目標重視型（法学部、人間環境学部）、②求める学生像重視型（経済学部、理工学部、建築・環境学部、看護学部）、③折衷型（文学部）と各様である。また、各学部ホームページにある「大学（学部・学科）の教育研究上の目的」文学部の項目には「小目次」が記されて、三つのポリシーを含めた学部の何を知りたいかを選択しやすい方法となっている。しかし、他学部ではこの方法をとっていない。また、大項目には研究科がない。なお、「ガイドブック [コンパス] 2015」には三ポリシーともに記載がない。なお、2013 年度『自己点検・評価報告書』『改善すべき事項（p.206）』には「2014 年度中に学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を踏まえた新しい学生の受け入れ方針を策定する」とある。(2) 学生の受け入れ（入学選抜）に最も肝要と思われる公正性・妥当性については、学長の責任主体の下、各学部・全研究科ともに透明性を保ち、適切な判定を行っている。したがって、以下、各学部・各研究科には記述しない。(3) 「編入学定員に対する編入学生数比率」の低さについてはほとんどの学部が「大学基準協会による認証評価」においても指摘されているが、これは「大学全体」の問題であり、以下、一部の学部を除き記述しない。(4) 同様に、「学生の受け入れ方針と学生募集、入学選抜の実施方法は整合性がとれているか」についても、法学研究科と法務研究科を除く学部・研究科が不十分であり、全学的課題である（「大学基準協会による認証評価」の努力課題）。なお、2012 年度入試にいたる反省を踏まえて、2013 年度入試から合格者数案を大学入試センターが作成、大学入試委員会で承認し、全学的に入学手続者数を管理する方法に改善した。しかしながら、一部に定員割れ、定員超過の学部が生じたことから、さらなる分析を進めて合格者数案を策定するなど試行的改革を発展的に改善しよう

とする積極的試みは評価できる。なお、大学院各研究科における入学者の確保は概ね共通の課題（平均定員充足率 0.57）である（2014 年 5 月 1 日公表資料）。また、本学重点事業である退学率の低下促進については依然として学部平均 4.9%である（最も低い人間環境学部は 1.9%）。障がいを持つ学生に対しては、修学の機会を閉ざすことのないよう事前協議を通じ、障がいの程度に応じた受け入れ対応をとることが募集要項等で明記されており、2013 年度『自己点検・評価報告書』では、各学部・学科での記載が省略されているが、建学の精神からも記載しておくべきではないか。

文学部

「求める学生像」としては教育目標について「基礎学力（とくに英語と国語）を備え、志と学修意欲をもつ志願者を受け入れることを方針としている」と示されている。2013 年度『自己点検・評価報告書』には 3 学科（英語英米文学科・比較文化学科・現代社会学科）の受け入れ方針が示され、各学科の育成目標が説かれている。入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準については文学部が基礎学力、特に英語と国語とあり、比較文化学科が英語、国語（古典を含む）および社会（とくに日本史、世界史）とあるが、英語英米文化学科にはない。公募制推薦入試に替わる新しい試みとして AO 入試を導入したが比較文化学科では志願者数が減少しており、新学部発足を機に、安定的な志願者数確保のための見直しを試みている。学生募集方法、入学者選抜方法およびその透明性については大学全体の方針に準拠して適性が保たれている。

経済学部

求める学生像としてアドミッション・ポリシーがあげられ、そのもとに経済学科・経営学科独自の求める学生像がさらに加筆・明記され平易な記述となっている。ただし、両学科共に「強い意欲と関心」という文言に集約され、入学するにあたり修得しておくべき知識等についての内容・水準を具体的に示す記述はない（2013 年度『自己点検・評価報告書』）、AO 入試については、一般入試では測れないプレゼンテーション能力、文章力に特段力点を置く方針を受験生に明示している。2012 年度『自己点検・評価報告書』「推薦入学者比率目標（50%以下に抑える）」についても 2012 年度以降の AO 入試導入により、今後も安定的に目標を達成できることが見込まれる」とあり、「3. 将来に向けた発展方策」では「入試課題やその評価基準についても細かく見直し・検討している」とあるが、2013 年『自己点検・評価報告書』には経過が触れられていない。「障がいのある学生の受け入れ方針」については記載がない。学生募集方法、入学者選抜方法およびその透明性については大学全体の方針に準拠して適性が保たれている。

法学部

「学生の受け入れ方針」については、「校訓『人になれ 奉仕せよ』のもと、法律の視点から正義・公正・自由・平和といった価値に基づいて...、教育を受ける基礎学力、向学力、社会の諸問題に対する関心を持つ学生を受け入れます」とある（2015 年 3 月ホームページ、2013 年度『自己点検・評価報告書』）。入学するにあたり修得しておくべき知識等についての内容・水準については「国語・英語・地理歴史/公民を中心とした科目の基礎的学力がある人、(中略) 文章の読解力に優れ、的確な表現力があり、他者とのコミュニケーションを積極的にとることのできる人」と具体的な説明がある（入学者に求める能力・適性「一般入試・大学入試センター試験利用入試」ホームページ）。2013 年度～2014 年度入試における「収容定員に対する在籍学生比率」が 1.0 を割り込む結果（2013 年度 0.73）となったことに対しては深刻であり、六浦キャンパスへの移動後の入試（2017 年度）を注視する必要がある。「障がいのある学生の受け入れ方針」

については、小田原キャンパスでの障がいのある学生用の駐車スペースの確保、学生支援室におけるノートテイクなどの支援が学部では唯一明記されている。

工学部

募集停止のため記載なし。

理工学部

求める学生像（アドミッション・ポリシー）については 2015 年 2 月時点のホームページに三つのポリシーと合せて明記されている。入学にあたり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示性については、「(1) 理工学部で学ぶために必要な基礎学力を備えている人 (2) 理工学の分野を学ぶことを強く希望し、継続的に努力しようとする意志が固い人 (3) 科学技術に携わる者として、「清廉さ」「実直さ」「公共心」を備えている人」など、内容は抽象的である。「障がいのある学生の受け入れ方針」については確認できない。学生募集方法、入学者選抜方法およびその透明性については大学全体の方針に準拠して適性が保たれている。2013 年度における定員充足率の平均数値は 1.12 と基準内（ただし数物理学系・化学学系は基準外）であり、同年度の退学率は 2.2% と低く保たれている。

建築・環境学部

求める学生像（アドミッション・ポリシー）については 2015 年 2 月時点のホームページに三つのポリシーと併せて明記されている。ただし、「ガイドブック [コンパス] 2015」の理工学部の項には三ポリシーともに記載がない。入学にあたり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示性については、アドミッション・ポリシーに「多様な学習履歴において優秀な者、また建築、環境、都市、住まい。インテリアなど、人間の生活空間に関心があり、本学部・学科での学習に強い意欲と熱意を持つ者、…」とあるが抽象的である。「障がいのある学生の受け入れ方針」については確認できない。学生募集方法、入学者選抜方法およびその透明性については大学全体の方針に準拠して適性が保たれている。2013 年度の定員充足率は 1.13 であり基準内である。同年度の退学率は 4.7% と各学部平均数値に近い。

人間環境学部

「求める学生像」（「求める能力・適性」）については、現代コミュニケーション学科では「コミュニケーションやメディアに興味がある人、英語に興味をもってコミュニケーションを図ろうとする人」、人間環境デザイン学科では「基礎的な理解力があり、分析する力、考える力を修得しようとする意欲がある人、豊かな感性を身に付けたいという意思のある人」、健康栄養学科では「食と健康のスペシャリストとして、その知識と技術を社会に還元できる管理栄養士になることを目指す人」、人間発達学科では「子どもの保育や教育に関心がある人」と、4 学科の特色が良くあらわされている。ただし、入学するにあたり修得しておくべき知識等についての内容・水準についての記述はない。人間環境デザイン学科における 2013 年度の定員充足率は 0.86 であったが、2014 年度には 1.07 と改善した。「障がいのある学生の受け入れ方針」については学部独自では策定されていないが、学部・学科の特性からも方針の策定が必要である。

看護学部

求める学生像（アドミッション・ポリシー）については 2015 年 2 月時点のホームページに三つのポリシーと合せて明記されている。ただし、「ガイドブック [コンパス] 2015」の看護学部の項には三ポリシー

一ともに記載がない。入学にあたり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示性については、アドミッション・ポリシーに「(1) 人々の日々の生活や健康に関心を持つとともに、人々の尊厳を尊び社会に貢献したいと考えている人 (2) 科学的思考に基づく、柔軟な発想と探究心を有している人 (3) 人との関係性を構築することが好きで、多様な人々とコミュニケーションをとり、協力し合える人 (4) 将来、看護実践者として看護の発展に寄与したいと考えている人」とアドミッション・ポリシーに記載はあるが「心がけ」に力点が置かれ具体的内容はない。「障がいのある学生の受け入れ方針」については確認できない。学生募集方法、入学者選抜方法およびその透明性については大学全体の方針に準拠して適性が保たれている。2013 年度の定員充足率は 1.02 であり、同年度の退学率は 1.2%と低く保たれている。

文学研究科

2015 年 2 月時点のホームページにはアドミッション・ポリシーが記載されているが、「ガイドブック [コンパス] 2015」には三つのポリシーについての説明はない。「学生の受け入れ方針」については、教育目標を建学の精神のもとに定め、この教育目標を実現するため、さらに 3 専攻独自の「受け入れ方針」が明示されている (2012 年度・2013 年度『自己点検・評価報告書』)。ただし、それらは大学院で修得する内容や教育目標であって、修得しておくべき知識の内容・水準を具体的に示す記述ではない。なお、修業のための環境づくりには、(1) 社会人学生への昼夜開講制、(2) 外国人留学生についての奨学金制度の活用等を実施している。2012 年度『自己点検・評価報告書』には「入学者と入学定員の割合」「収容定員に対する在籍学生の比率」については、博士前期課程が「入学者・在籍者数ともに充足定員に程遠い状況」であり、博士後期課程については専攻により異なるとされ、2013 年度『自己点検・評価報告書』には両課程ともに漸減傾向が指摘されている。「障がいのある学生の受け入れ方針」については記載がない。

経済学研究科

2015 年 2 月時点のホームページにはアドミッション・ポリシーが記載されているが、「ガイドブック [コンパス] 2015」には三つのポリシーについての説明はない。「学生の受け入れ方針」については、2012 年度・2013 年度の『自己点検・評価報告書』において、経済学・経営学専攻共通の受け入れ方針が「1. 経済学・経営学を学ぶ意欲のある学生を確保し、教育研究の発展と人材の育成を図る。2. 社会人学生に門戸を開き、社会に広く学習の場を提供して生涯学習に資するとともに、高度専門職業人の育成を図る。3. 外国人留学生の受け入れを進め、国際化の時代にふさわしい人材の育成を図る」と明示され、両専攻の「修得しておくべき知識の内容や水準」については、「意欲の高い学生」「基礎的な学力」「外国語の基礎的な読解力」という表現にとどめられている。2013 年度の博士前期課程の入学定員充足率は 0.45、2014 年度は 0.38 であり、博士後期課程はそれぞれ 0.0、0.2 と厳しい状況下にある。

「障がいのある学生の受け入れ方針」については経営学専攻に記載がある。

法学研究科

2015 年 2 月時点のホームページにはアドミッション・ポリシーが記載されているが、「ガイドブック [コンパス] 2015」には三つのポリシーについての説明はない。「求める学生像」(ホームページ) については、博士前期課程では、専修コース (行政機関や企業等の専門職を養成するコース) と研究者養成コースとに分けられ詳細に説明されている。ただし、「修得しておくべき知識の内容や水準」については記載がない。同課程での 2009 年度～2013 年度の入学定員充足率は 0.55 であり、大学基準協会の「提言指標」を下回

り、改善が望まれる（「大学基準協会による認証評価」〈努力課題〉）。しかし、2013年度の退学率ゼロ%（在籍者11名）は特記できる。2013年度に至る博士後期課程の入学定員充足率は0.10と厳しい状況下にある。

「障がいのある学生の受け入れ方針」については「その性質や程度によって求められる対応が異なるため、出願に先立って個別の相談に応じ、入試センターと諮りつつ受け入れの可否につき研究科委員会で決することになっている」と丁寧に示されている。

工学研究科

2015年2月時点のホームページにはアドミッション・ポリシーが記載されているが、「[ガイドブック] 2015」には三つのポリシーについての説明はない。「学生の受け入れ方針」については、およそp.1が費やされ「博士前期課程」と「博士後期課程」に区分し記述されている。「博士前期課程」では5項目にわたる「求める学生像」が、「博士後期課程」については4項目の「求める学生像」が詳しく説かれている。ただし、「修得しておくべき知識の内容や水準」については記載がない。なお、2012年度博士後期課程の入学定員充足率が0.28（2013年度0.27）と大学基準協会の「提言指標」を下回り、改善が望まれる（「大学基準協会による認証評価」での〈努力課題〉）。「大学院進学を、卒業研究の4年生にアドバイスする際に、自身の研究だけでなく、他大学の研究を紹介し、本研究科のメリットを説明した上でより一層の勉学意欲を向上させている試み」（2013年度『自己点検・評価報告書』）は他の研究科の参考例として特記される。「障がいのある学生の受け入れ方針」については記載がない。

法務研究科

「学生の受け入れ方針」については、「法科大学院教育の目的は、実務法曹の養成にある」とされ、「本学がキリスト教の精神に基づく人間教育を建学の精神としていること、本学が国際都市であり多くの産業が集積する横浜市に立地していること、（略）」と受入れ方針を示した後、「以上の観点から、実務法曹として社会に貢献する高い意識を有し、大学の学部教育等において培った知識・思考方法等、あるいは、社会の様々な分野で得た経験を法科大学院での学修及び実務法曹としての活動に活かせる人材を広く受け入れたい」（2013年度『自己点検・評価報告書』）と分かりやすく示されている。しかし、入学定員充足率については2012年度0.16、2013年度0.24、2014年度0.35と大学基準協会の「提言指標」を複数年下回ることになり、試験回数を増やし、地方入試（仙台）を実施するなどの改革を試みたが2015年度以降の学生募集は停止となった。

<改善課題>

大学全体

- (1) 「編入学定員に対する編入学生数比率」の低さについては各学部が「大学基準協会による認証評価」により指摘されているが、これは大学全体の課題である（「大学基準協会による認証評価」努力課題）。
- (2) 同様に、「学生の受け入れ方針と学生募集、入学選抜の実施方法は整合性がとれているか」についても、法学研究科、法務研究科を除く学部・研究科が不十分であり、全学的な課題といえる（「大学基準協会による認証評価」の努力課題）。
- (3) 入学にあたり、「修得しておくべき知識等の内容・水準の明記」については、文学部比較文化学科、法学部を除き『自己点検・評価報告書』に具体例が示されていない。また、2015年2月段階におけるホームページ「アドミッション・ポリシー」の項ではいずれも具体的記述に欠け、改善が必要で

ある。

- (4) 「障がいのある学生の受け入れ方針」については法学部、経済学研究科経営学専攻、法学研究科を除き記載がなく、大学全体の理念（校訓）・目的の観点から至急の改善が必要である。
- (5) ホームページの統一性（レイアウト、文体の統一性）が不十分。
- (6) 入学者受け入れの基本方針（ホームページ）に研究科の項目がない。

<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html>

法学研究科

「ガイドブック［コンパス］2015」には三つのポリシーについての説明がない。2012年度における過去5年間の「入学定員充足率」については博士後期課程が0.17（2013年度0.10）と大学基準協会の「提言指標」を下回り改善課題である（「大学基準協会による認証評価」での〈努力課題〉）。

工学研究科

「ガイドブック［コンパス］2015」には三つのポリシーについての説明がない。2012年度における過去5年間の「入学定員充足率」については博士後期課程が0.28（2013年度0.27）と大学基準協会の「提言指標」を下回り改善課題である（「大学基準協会による認証評価」での〈努力課題〉）。

法務研究科

「ガイドブック［コンパス］2015」には三つのポリシーについての説明がない。2012年度における過去5年間の「入学定員充足率」については0.46（2013年度0.40）と大学基準協会の「提言指標」を下回り改善課題である（「大学基準協会による認証評価」での〈努力課題〉）。

[基準 6] 学生支援

<評定>

[S A B C]

<評価結果>

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を「中期目標と計画」(資料 1) で定め、大学構成員に周知している。

学生支援の体制は概ね整えられており、特に、進路支援については、各キャンパスにキャリアカウンセラーを配置(資料 5) し就職相談及び指導を行なっている。また、学内企業相談会の開催、各種就職プログラム、ガイダンスを実施し学生の進路選択に関わる体制を整備している(資料 6)。また、進路状況把握を集中的に行い、4 年次生の未内定者への集中的な支援を実施し効果的な支援が行なわれている。(資料 8)

心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮については、各キャンパスに医務室、カウンセリングセンターを設置し対応をしている。特にカウンセリングセンターについては、各キャンパスに臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置し、メンタルヘルス関連の早期発見、予防、啓発、学生の相談に応じる体制が整えられている。また、学生への健康に関する啓発活動については、禁煙・分煙啓発、食育、適正飲酒講座等の活動を継続して行っている。また、ハラスメント防止の措置については、ハラスメント相談員を各キャンパスに配置し相談体制が整備されている。規程等については、ハラスメント関連規程及びハラスメント防止ガイドラインを策定し、規程・ガイドラインを収録した「関東学院大学ハラスメント防止ガイドブック」を配布するとともにホームページへ掲載し構成員へ周知している。(資料 3・4)

奨学金等の経済的支援措置については、大学独自の奨学金制度のほか、外部団体の奨学金制度を活用し整備されている。

<改善課題>

修学支援について、留年及び休・退学者の状況把握と対処については、学生生活課で理由及び状況について詳細に把握し、必要に応じて学部、関連部署と連携し対処している。しかしながら、休学者、退学者とも年々増加の傾向にあることから、休・退学者の傾向分析を早急に進め、学生生活課だけの対応ではなく、特に所属学部との連携を強化し、大学全体の取組として対応していく必要がある。

[基準 7] 教育研究等環境

< 評定 >

[S A B C]

< 評価結果 >

学生の学修および教員による教育研究環境整備に関する方針を「関東学院グランドデザイン」の中で「行動指針」として定めている（資料 1）

校地・校舎等の施設・設備の整備について、校地及び校舎面積は大学設置基準に定められた基準を満たしている。（資料 3） また、バリアフリー化、スロープ、手すり等の整備も行い、障がい者への配慮もしている。

各キャンパスとも図書館、情報サービスは整備されており教育・研究活動に支障がない環境整備が整えられている。

教員の研究については、専任教員は、各個人に研究費が支給されており、これに加え各学部単位に配分されている学部研究費がある。また、研究に関する旅費については学会出張費と個人研究費から支出することとしている。教員研究室の整備状況については、専任教員全員に個室が整備されており環境は整備されている。

研究倫理に関して、2013 年度に「研究倫理規準」、「研究倫理委員会規程」の制定を行い「人に関する研究倫理規程」も整備している。また、「生物研究倫理規程」、「組換え DNA 実験実施規程」も整備されており、学内審査機関として適切に運営が行なわれている。（資料 8・9・10）

< 改善課題 >

防災対策・安全管理として大学・高校・中学校・小学校・幼稚園・こども園を含め、法人を中心に学院全体の見直しが必要である。

[基準 8] 社会連携・社会貢献

<評定>

[S A B C]

<評価結果>

「社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置」、「産学連携に関する目標を達成するための措置」を定め、大学構成員に周知している。(資料 1) その中でも教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動として、総合研究推進機構、生涯学習センターが中心となり行っており、その活動を推進するため、横浜市及びその他、地方公共団体等と様々な包括協定を結び、各種講習会、セミナー、公開講座、研修会等を実施している。(資料 3・4)

その他、地域・社会への貢献については、大学施設の地域開放、地域参加のイベント、地域交流企画として学生が子供たちに競技指導を行なうスポーツフェスティバルの開催、金沢区・横浜市立大学との連携、地域に根ざしたボランティア活動等の地域交流・地域連携は積極的に行なわれている。(資料 5)

<改善課題>

なし。

[基準 9] 管理運営・財務

<評定>

[S A B C]

<評価結果>

大学の理念・目的の実現に向けて管理運営方針は明確に定められており、中・長期的な管理運営方針を策定し、その方針を学生・教職員へ周知している。(資料 1) また、管理運営について、会議や委員会の役割を規程化しており意思決定のプロセスについても明確化している。教学組織と法人組織、教授会の権限と責任の明確化については、同じく規程に基づき明確されており、大学・法人で責任を主体化して分担している。(資料 2・3・4・5・6) また、事務職員の資質向上に向けた研修等の取組みについては、適切な管理運営が行われている。

2013 年度の科学研究費補助金の収入については、前年度より 14 件増え、1,873 万円増額となっている。また、予算編成については、予算執行実績を基に上限額を設定し必要に応じ予算要求内容のヒアリングを行い、適正に予算編成を実施している。予算執行については、予算執行の留意点等を全学に通知して予算執行ルールを明確化し運営している。

<改善課題>

事務組織の構成と人員配置の適切性について、法人事務局と大学事務局とで業務の重複がみられ、職員の効率的な配置の面で課題があり、2013 年度から業務改善推進委員会にワーキンググループを設置し検討を行っているが、経費削減等も念頭に改善が必要である。

財務については、収入面でいくつかの課題に直面している。2013 年度における帰属収支差額のマイナス要因として「学生生徒等納付金」の減少が大きく影響していることから、「学生生徒等納付金」の安定的確保を目指すためにも、志願者数の増加、予算学生数の確保、休・退学者減少に向けた対策を講じるとともに、「学生生徒等納付金」収入以外の補助金の獲得、寄付金収入の増加を目指す取組みが必要である。

[基準 10] 内部質保証

<評定>

[S A B C]

<評価結果>

本学は自己点検・評価の問題点（大学基準協会指摘）を改善するため規程改正を実施し内部質保証システムを整備、運用していると考ええる。（関東学院大学自己点検・評価に関する規程の見直し（案）（大学評議会（24－9号）資料、2012年度 第16回学部長会議議事録（抜粋）、2012年度 大学評議会議事録（24－9号）（抜粋）、2012年度 第17回学部長会議議事録（抜粋）、2012年度 大学評議会議事録（24－10）（抜粋））

2013年度は自己点検・評価委員会規程を見直し自己点検・評価委員に各学部長、各研究科長、研究科委員長、センター長、事務担当部署長を構成員に加え全学的視点を持つ組織とした。また学外有識者を含めた大学評価委員会を設置しその知見を自己点検・評価に生かしている。

<改善課題>

本学は自己点検・評価を核とした内部質保証システムを整備運用しているが自己認識の通り十分に機能しているとは言えない。

- ① 本学事業計画項目と大学基準協会の点検・評価項目が一致せず事業報告内容が自己点検・評価報告書に生かせない課題が再認識されている。
- ② 年次の自己点検・評価報告書の作成過程（大学自己点検・評価委員会ワーキンググループ・大学評価委員会）と3～4年毎の認証評価時自己点検・評価報告書の作成過程に違いがある。

（所見）

2013年度は『自己点検・評価委員会規程を見直し自己点検・評価委員に各学部長、各研究科長、研究科委員長、センター長、事務担当部署長を構成員に加え全学的視点を持つ組織に変更』を実施し課題解決へむけ前進感はあるが昨年の課題であった本学内部質保証システム（含む事業計画）と大学基準協会の点検・評価項目の不一致が再認識されており本質的な課題解決には至っていない。